

樹木管理業務仕様書

1. 目的

本業務は、市営住宅内に育成している樹木の機能を維持するために主として形態上また生理上、一定の段階に維持することを目的とする。

2. 範囲

原則として、設計内容を本仕様書に従い実施するものとするが、細部については、状況に応じて船橋市と協議の上、その指示によるものとする。

3. 数量及び回数

船橋市の指示によるものとする。

4. 作業計画書

受託者は、受託概要、作業内容・方法、計画工程、安全衛生管理・現場管理、連絡体系、入居者及び近隣住民への周知等を具体的に定めた作業計画書を作成し、作業前に船橋市の承諾を受ける。

5. 作業内容

① 剪定

イ. 剪定は、樹形の骨格づくり、樹冠の整正、こみすぎによる病虫害及び枯損枝の発生防止等を目的として行うものである。

ロ. 樹姿及び樹形の仕立て方は、特に修景上規格形にする必要のある場合を除き、自然形に仕立てるものとする。

ハ. 下枝の枯死を防ぐよう原則として上方を強く、下方を弱く剪定するものとする。

ニ. 不定芽の発生原因となる「ぶつ切り」などは原則として行わない。

ホ. 花木類は、花芽の分化時期と着生位置に注意して剪定すること。

ヘ. 剪定した枝葉は、まとめて速やかに処理すると共に樹木周辺をきれいに清掃すること。

② 枯損木伐採処理、枯損木伐採・抜根処理

- イ. 枯損木の伐採にあたっては、周辺樹木、工作物、特に人止柵等を損傷しないよう注意深く行う。また、周囲の芝生等は必要に応じてシートをかぶせるなど保護処理を行うものとする。
- ロ. 枯損木伐採処理において、切り株は、できるだけ地際より処理すること。
- ハ. 抜根処理については、必要に応じ船橋市と協議のうえ行うこと。
- ニ. 伐採した樹木は、速やかに場外処理すること。

③ 低木刈込み（寄植）

- イ. 枝の密生した箇所は中透かしを行い、刈地原型を充分考慮しつつ樹冠周縁の小枝を、輪郭線を作りながら刈込む。
- ロ. 裾枝の重要なものは、上枝を強く、下枝を弱く刈込む。
- ハ. 花木類を刈込む場合は、花芽の分化時期と着生位置に注意する。
- ニ. 刈取った枝葉はすみやかに処理する。特に枝葉が樹冠内に残らないようにきれいに刈取ること
- ホ. 刈取った樹木・寄植等の周辺は、きれいに清掃する。

④ 生垣刈込み

※生垣とは、幅より高い植栽帯で、帯状に列植したものをいう。

- イ. 枯枝・徒長枝等を剪定し、枝の整理を行った後、一定の幅を定めて、両面を刈込み、上端をそろえる。
- ロ. 枝葉の疎放な部分には、必要に応じて、枝葉の疎密をなくすよう、枝の誘引を行う。枝の結束にはしゅろ縄を用いる。

⑤ 発生材処理

剪定、刈込等で発生した植物廃材の処分については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の諸法令を遵守し、適切に搬出しなければならない。

⑥ 病虫害剪定駆除

害虫発生初期で、被害箇所を切って枝葉ごと取り除き焼却する物理的防除等を活用し、定期的な農薬散布は行わないように努める。

⑦ 害虫駆除

- イ. 散布対象樹木は、アメリカシロヒトリ、チャドクガ等が棲み着く高木・中低木とし、薬剤は、樹幹、樹枝、樹葉の表裏むらなく散布されなければならない。

ロ．受託者は農薬使用の責任者を定め、作業計画書に明記するとともに、農薬使用に関する適切な研修を受講した者を作業に従事させ、作業に際しては、あらかじめ船橋市に連絡するとともに、前日までに散布する団地管理人、入居者及び近隣住民に農薬の使用目的、散布日時、使用農薬の種類等について立て看板、チラシ等で周知し、近隣住民に迷惑がかからないよう十分配慮すること。

ハ．散布作業時には、立て看板の表示とともにカラーコーンやロープ等を設置し、散布区域内に農薬使用者以外の者が入らないよう最大限の配慮を行うこと。

なお、立入制限の解除については、農薬散布日の翌日を基本とする。

ニ．作業にあたっては、事故防止に努め、万一事故が発生した場合は、受託者の責任において処理するとともに、船橋市へ速やかに連絡すること。

ホ．作業は入居者の迷惑にならないようにすること。

ヘ．使用薬品は、トレボン乳剤とし、希釈倍率は2,000～4,000倍程度、展着剤の希釈倍率は2,500～5,000倍程度とする。

なお、使用薬剤について、事前に市に使用承認を受けるものとし、保管には管理責任者を置き、品質管理、安全管理に十分留意するものとする。

幹 周 (c m)		薬剤散布量
高 木 幹周	29 c m以上	1. 2 (L/本)
〃	30 c m～59 c m	6. 5 (L/本)
〃	60 c m～89 c m	16. 0 (L/本)
〃	90 c m以上	28. 0 (L/本)
中低木	H=1. 0 m未満	1. 5 (L/m ²)
〃	H=1. 0 m～1. 5 m未満	1. 5 (L/m ²)
〃	H=1. 5 m～2. 0 m未満	1. 7 (L/m ²)
〃	H=2. 0 m～2. 5 m未満	2. 0 (L/m ²)
〃	H=2. 5 m以上	2. 0 (L/m ²)

また、乳剤の使用に際しては、関連法規及びメーカー等で定めている使用安全基準、使用方法を遵守し、人畜の安全、及び樹木の薬害等に十分注意し施工すること。

なお、上記と同等品以上で、他の薬剤で効果があると判断した場合は、船橋市の承諾を得て変更してもよいものとする。また、農薬の現地混合は原則

行わない。

ト．消毒後すみやかに場内及び周囲に落ちた害虫の清掃を行うこと。

チ．散布日は風・降雨等の天候を考慮し、飛散防止カバー等で飛散の防止に努め、消毒実施困難な場合は、船橋市に連絡を取り実施しないこと。

リ．作業終了の都度、船橋市に連絡すること。その際、消毒不十分と判断された場合は、再消毒を指示する場合がある。この場合の費用は、受託者の負担とする。

ヌ．農薬使用者は、農薬使用の責任者、農薬を使用した年月日、場所及び対象植物、使用した農薬の種類又は名称並びに使用した農薬の単位面積当たりの使用量、希釈倍率について記帳し保管するとともに、船橋市に提出するものとする。

ル．その他、「公園・街路樹等病虫害・雑草管理マニュアル」（平成22年5月（令和2年5月改訂）環境省 水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室）及び「船橋市の施設等における農薬・殺虫剤等薬剤の適正使用に係る基本指針」に示された技術・対策等を参考にするものとし、詳細については船橋市の指示によるものとする。

⑧ 点検

全団地において樹木の安全点検を実施するものとする。点検は毎月1回実施する。点検は別紙「施設自主点検表」を用いて行い、点検結果を記入し、毎月末日までに報告すること。「都市公園の樹木の点検・診断に関する指針（案）参考資料」（国土交通省）に示された技術基準を参考にするものとし、詳細については船橋市の指示によるものとする。その他、点検の実施にあたっては、安全に十分配慮し、必要に応じて適切な措置を講じること。

6. 委託報告

樹木剪定等の各工種とも、作業前・後（一部作業中）の写真撮影を行い、小看板掲載により作業内容が確認できるようにし、工種ごとに整理し、毎月提出するものとする。なお、各工種ともスケール等により樹木の大きさ及び搬入数量が判明できるよう注意すること。

各工種とも、日誌を作成し作業内容、人員、天候、作業箇所等を記入し、工種ごとに整理し提出すること。

また、低木刈込み、生垣刈込みで発生した枝葉の搬出に際しては、搬出調書を作成し報告書と併せて提出すること。

害虫駆除についても記録写真及び作業日報を提出すること。

書類提出の際は、報告書等の正確性を確保するため、社内照査を行うこと。

7. その他

受託者は、充分の認識と責任を持ち、受託工種以外に機能上、不都合が生じている場合は、速やかに船橋市へ連絡すること。